## 特定非営利活動法人 板倉まちづくり振興会

## 上越市板倉区ゆるキャラ「いたくらけいと」イラスト素材使用規程

(趣旨)

第1条 この規程は、上越市板倉区ゆるキャラ「いたくらけいと」イラスト素材(以下「イラスト素材」という)を使用する場合の取扱いに関し、必要な事項を定める。

(イラスト素材)

第2条 この規程を適用するイラスト素材は、別表のイラスト及び NPO 板倉まちづくり 振興会(以下「振興会という」)が別表のイラストを用いて作成し、配布する素材 とする。

(使用申請)

- 第3条 イラスト素材を使用しようとする者は、あらかじめ使用許可申請書(様式 1)に必要な書類を添付して振興会へ提出し、その許可を得なければならない。ただし、 次の各号のいずれかに該当するときは、この限りではない。
  - (1) 上越市の関係機関が使用するとき。
  - (2) 上越市に事務局を置く団体が使用するとき。
  - (3) 上越市の学校等が使用するとき。
  - (4) 上越市が共催、または後援する事業において使用するとき。
  - (5) 上越市社会教育関係団体等として登録されている団体等が使用するとき。
  - (6) 上越市の自治会等の団体が使用するとき。
  - (7) その他、振興会理事長が適当と認めたとき。

(使用許可)

第4条 振興会は前条の申請があった場合において、その内容を適当と認めるときは、使用許可書(様式2)により、第6条の各号の規定を条件として申請者に通知するものとする。

(禁止事項)

- 第5条 イラスト素材の使用に当たり、次の各号に該当する場合は、使用を禁止する。
  - (1) 上越市ならびに振興会の品位を傷つけ、又は正しい理解の妨げになるおそれのあるとき。
  - (2) 法令又は公序良俗に反し、又は反するおそれのあるとき。
  - (3) 特定の個人、政党又は宗教団体を支援し、又は公認しているような誤解を与える 又は与えるおそれのあるとき。
  - (4) イラスト素材を、譲渡、転貸、又は素材として二次配布するとき。

- (5) イラスト素材提供に関する運営を妨げる行為のあるとき。
- (6) その他、振興会がイラスト素材の使用について不適当と認めたとき。

## (使用上の遵守事項)

- 第6条 イラスト素材を使用するものは、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。
  - (1) 上越市板倉区のイメージキャラクターであることを明記すること。ただし「©2022 振興会いたくらけいと」の標記をもって代えることができる。
  - (2) イラスト素材を自己のものとして、商標や意匠に使用しないこと。
  - (3) 物品等の作成又は印刷にあたっては、事前に設計図や印刷データを振興会へ提出し、許可を得ること。
  - (4) 使用後は画像データを削除し、保有しないこと。委託業者にも、徹底させること。
  - (5) サイズ変更以外のイラスト素材の加工や一部のみの使用、又は他の図形や文字と重ねて使用しないこと。ただし、事前に振興会と調整の上、許可を得た場合を除く。
  - (6) 使用するイラスト素材により、商品の品質を保証するかのようなイメージを与えないように配慮すること。

(使用料)

第7条 使用料は無料とする。

(著作権)

第8条 イラスト素材の著作権は振興会に帰属する。

(免責事項)

第9条 使用者は自己の責任においてイラスト素材を使用するものとし、イラスト素材を使用 してのいかなる障害・損害・信用性について、振興会は一切責任を負わない。

(違反者への対応)

第10条 この規程に反した利用者の行為により、振興会が何らかの損害を被った場合、振興会は使用者に対して相当の損害賠償の請求を行うことができる。

(その他)

第11条 この規程に定めるもののほか、イラスト素材の取扱いについて必要な事項は、理事長が別に定める。

附則

この要綱は、令和4年5月9日から施行する。

## 板倉区ゆるキャラ「いたくらけいと」 イラスト素材使用許可申請書

令和	年	月	日

	1 - 4 - 1 - 1	)- III 4II A 3III -	
NP()	板合すちづく	り振興会埋り	計長

申請者	
住所	
団体名	
代表者	

標記につきまして、NPO 板倉まちづくり振興会の定める使用規定を遵守し、下記のとおり イラスト素材の使用許可を申請します。

記

使用目的	
使用方法	※物品名・規格等を記入
使用素材	画像番号:
担当者名·電話番号	